

第46回神戸まつりヨットレース帆走指示書(クルーザーの部)

(SAILING INSTRUCTIONS)

1. 適用規則

- ①国際セーリング競技規則 2013～2016 (RRS) に定義された「規則」
- ②レース公示 (NOTICE of RACE) 帆走指示書 (SAILING INSTRUCTIONS) に矛盾が生じた場合は帆走指示書を優先する。この項は、規則 63.7 を変更している。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その事項が発効される当日の出艇申告受付開始前に公式掲示板に掲示する。

4. 陸上で発せられる信号

陸上で発せられる信号は、陸上本部の信号柱に掲げられる。

5. 出艇申告

出艇申告は所定の用紙に記入の上、5月15日 8:00～8:30 にレース本部に提出すること。

6. ゼッケンの掲示

レース中は艇のスターボサイドのマストより前のライフラインに神戸まつりのゼッケンを掲示すること。

7. レースの日程

5月14日(土)	15:00～15:30	受付
	15:30～16:00	艇長会議
5月15日(日)	08:00～08:30	出艇申告
	09:25(09:30 スタート)	クラスⅡ、Ⅲ 予告信号
	09:55(10:00 スタート)	クラスⅠ 予告信号

8. クラス旗

クラス旗は次ぎの通りとする。

- ①クルーザークラスⅠ ピンク
- ②クルーザークラスⅡ グリーン
- ③クルーザークラスⅢ ホワイト

9. レースエリア 及びコース

須磨～塩屋沖(三角コース) 約5.7マイル(別紙参照)

10. マーク

マークはすべて円筒形で色は蛍光イエローとする。

11. スタート

- ①クルーザークラスⅡ、Ⅲは同時スタートとする。各クラスの予告信号は次の通りとする。
クルーザークラスⅡ、Ⅲ 9:25
クルーザークラスⅠ 9:55
- ②スタートラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上に須磨ヨットクラブ旗を掲げたフラッグポールと、ポートの端にあるスタート・マークの間とする。
- ③他のクラスのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。
- ④スタート信号後15分以降にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」と記録される。これは付則A4を変更している。

12. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マークに青色旗を掲げたフラッグポールと、ポートの端にあるフィニッシュ・マークの間とする。

13. コース短縮

コースを短縮する場合はコミッティーボードにS旗を掲揚する。この時のフィニッシュラインはスターボードの端にあるフィニッシュ・マークにS旗を掲げたフラッグポールと、ポートの端にある直近のフィニッシュ・マークの間とする。

14. ペナルティー

リコールに関する規則違反については、OCS に代わる罰則として所要時間に 10% を加算する「タイムペナルティー」を適用する。これは規則 29.1 を変更している。

15. タイムリミット

全てのクラス 13:30 とする。この時刻までにフィニッシュしない艇は、「フィニッシュしなかった」と記録される。この項は、規則 35 と A4 を変更している。

16. 帰着申告

レース終了後 60 分以内にレース本部へ帰着申告(ゼッケンの返却含む)をしなければならない。

17. 抗議

- ①抗議はレース本部設置の所定の用紙に記入の上、レース終了後 60 分以内に提出しなければならない。
- ②抗議の通告は、審問の場所及び時刻、抗議の当事者、又は指名された証人を競技者に通告するために、抗議締め切り時間後 30 分以内に公式掲示板に掲示される。
- ③帆走指示書 5、6、および 15 の違反は艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a) を変更している。これらの違反に対するペナルティーはプロテスト委員会が決めた場合は失格より軽減することができる。
- ④レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則 61.1(b) にもとづき伝えるために掲示する。

18. レース艇の義務

- ①出艇申告してもスタートしない艇、及びレースからリタイアした艇は直ちにレース本部に連絡しなければならない。
- ②電話又は無線による時は必ず艇の責任者が行き、第三者に伝言を託してはならない。
- ③レースにおいてライフジャケットの着用を義務づける。

19. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。
規則 4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後に関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

20. 緊急連絡先

須磨ヨットハーバー TEL. 078-735-7968
神戸海上保安部 TEL. 078-331-4999 又は 118